

2026(令和8)年2月25日

国家公安委員会 委員長 御中

福岡県弁護士会
会長 上田英友
同会人権擁護委員会
委員長 吉田純二

要望書

当会は、弁護士法に規定された弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現を期するために人権擁護委員会を設け、人権侵犯救済申立てを受けた案件について調査を行い、事案に応じて適宜の措置をとることとしております。

このたび、2023(令和5)年5月末頃から粕屋警察署に留置されていた●氏の申立てにかかる案件について、人権擁護委員会で調査・検討を重ねた結果、下記のとおり●の要望をすべきものとの結論に達し、当会の議決機関である常議員会においてこれを承認しました。本要望をすることとした理由は、別紙「要望の理由」記載のとおりです。

記

国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則第5条の規定を法務省規則第16条・平成19年5月30日付け法務省矯成訓第3339号「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」第9条に準じた内容に改めること

以上

要望の理由

第1 相手方福岡県警本部に対する申立・勧告について

1 本件申立の概要

申立人は、粕屋警察署に勾留されていた際に、同警察署の周辺は昼夜問わず交通量が多くあまりにも騒音が酷い(特にトラックの騒音は目が覚めるほど酷い)ため、体調が優れず、頭痛やイライラで困り、同警察署に耳栓の購入・使用を申し出たが、認められなかった。同警察署が耳栓の購入・使用を認めなかった理由は、同警察署が相手方に照会したところ、相手方から、職員の指示、指導、声掛けが被収容者に聞こえないから耳栓の使用は認められないとの回答があったためである。

相手方が必要性の如何を問わず一律に被収容者の耳栓の使用を認めていないのは人権侵害であり、相手方に対し、必要性を個別に判断し、必要と認められた被収容者には、耳栓の使用、購入、差し入れを許可するよう勧告してもらいたく、救済を申し立てたものである。

2 相手方福岡県警本部に対する勧告

当会人権擁護委員会では、本件申立について調査・検討を行い、相手方が「耳栓を使用した際に、留置担当官の生活上必要な指示が聞こえなくなるおそれがあるほか、耳栓自体が非常に小さく隠匿や嚙下が容易であるなど管理運営上の支障を生ずるおそれがあるため」耳栓の使用を許可すべきではないとの理由で福岡県内の留置施設においては耳栓の購入・使用は一律に認めない運用をしていることなどを認定し、相手方の運用やそれに従ってなされた粕屋警察署長の不許可処分が刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律(以下「法」という。)第187条に違反し申立人の人権を侵害するものであると判断し、福岡県警本部に対して次の内容の勧告を行った。

勧告の趣旨

福岡県内の各留置業務管理者に対し、被留置者から耳栓の使用の申出があった場合、合理的な根拠に基づき具体的に管理運営上の支障を生ずるおそれがある場合のような例外的な場合を除き、原則として申出を許可するよう通達すること

第2 貴委員会及び法務大臣に対する要望について

1 国家公安委員会に対する措置

- (1) 法第187条・国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（以下「国家公安委員会規則」という。）第5条に基づき留置施設において被留置者に原則として使用が認められる自弁品の範囲は、法第41条第2項・刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「法務省規則」という。）第16条・平成19年5月30日付け法務省矯成訓第3339号「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」（以下「法務省訓令」という。）第9条に基づき刑事施設において未決拘禁者に原則として使用が認められる自弁品の範囲よりも相当に狭い。耳栓もその一つであり、刑事施設では原則として使用が認められているのに対し、留置施設では原則として使用が認められていない。
- (2) 未決拘禁者の留置施設における留置は、法第15条第1項による代替収容であり、その処遇には斉一的取扱いが要請されることを踏まえると、当該差異は看過し難い。
- (3) よって、国家公安委員会規則を所管する国家公安委員会に対し、国家公安委員会規則第5条の規定を法務省規則第16条・法務省訓令第9条に準じた内容に改めるよう要望する。

2 法務大臣に対する措置

- (1) 留置施設には法第15条第1項により代替収容された被留置者が含まれるところ、その処遇については、法務大臣の権限は直接及ばない。しかし、代替収容される者の処遇は法務大臣が本来的には責任を負うべきものであり、法務大臣が国家公安委員会に対して意見をすることができ（法第15条第2項）、内閣総理大臣は内閣府令の制定・改廃に当たって法務大臣と協議するものとされている（同法第240条）。第3版逐条解説刑事収容施設法85頁も、「留置施設に代替収容される者の処遇は、本来的には、法務大臣が責任を負うべきものであり、また、刑事施設における処遇との斉一性も要請されることから、法務大臣の関与を定めるものである。具体的には、本条2項で、法務大臣は、国家公安委員会に対し、代替収容による留置に関する留置施設の運営の状況について説明を求め、又は代替収容された者の処遇について意見を述べることができるものとされている。国家公安委員会

は、必ずしも、法務大臣の意見に拘束されるものではないが、その意見を最大限に尊重することが求められる。さらに、法240条で、内閣総理大臣は、被勾留者である被留置者及び被留置受刑者（受刑者としての地位を有する被留置者（法183参照））の処遇に関し内閣府令を制定・改廃するに当たっては、法務大臣と協議するものとされている。」と解説するところである。

(2) よって、国家公安委員会に対して代替収容により留置施設に留置された者の処遇について法第15条第2項に基づく意見を述べる権限がある法務大臣に対して国家公安委員会規則第5条の規定を法務省規則第16条・法務省訓令第9条に準じた内容に改めるよう意見をすることを求めることが相当である。

以上